

II 農薬を使用する者が遵守すべき基準(農薬使用基準)

平成15年3月7日付農林水産省・環境省令第5号で農薬取締法第25条第1項の規定に基づく「農薬を使用する者が遵守すべき基準(農薬使用基準)」が定められました。内容は以下のとおりです。

1. 農薬使用者の責務 (第1条)

農薬使用者は以下の責務を有する。

- (1) 農作物等に害を及ぼさないようにすること。
- (2) 人に危険を及ぼさないようにすること。
- (3) 農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害が生じないようにすること。
- (4) 農地において栽培される農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害が生じないようにすること。
- (5) 水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとならないようにすること。
- (6) 公共用水域(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第1項に規定する公共用水域をいう)の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水(その汚濁により汚染される水産動植物を含む)の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。

2. 表示事項の遵守(罰則を科す基準) (第2条)

- (1) 食用作物及び飼料作物に農薬を使用する場合、農薬登録時に定められた。
 - ① 適用作物
 - ② 単位面積当たりの使用量の最高限度又は希釈倍数の最低限度
 - ③ 使用時期
 - ④ 総使用回数について遵守を義務とする。
- (2) 農薬使用者は以下の事項に従って農薬を安全かつ適正に使用するよう努めなければならない。
 - ① 登録に係る適用病虫害の範囲及び使用方法
 - ② 農薬の貯蔵又は使用上の注意事項
 - ③ 最終有効年月

3. くん蒸による農薬の使用 (第3条)

4. 航空機を用いた農薬の使用 (第4条)

5. ゴルフ場における農薬の使用 (第5条)

6. 住宅地等における農薬の使用 (第6条)

農薬使用者は、住宅、学校、保育所、病院、公園その他の人が居住し、滞在し、又は頻りに訪れる施設の敷地及びこれらに近接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するための必要な措置を講じるよう努めなければならない。

7. 水田における農薬の使用 (第7条)

農薬使用者は、水田において農薬を使用するときは、当該農薬が流出することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

8. 被覆を要する農薬の使用 (第8条)

農薬使用者は、クロロピクリンを含有する農薬を使用するときは、農薬を使用した土壌から当該農薬が揮散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

省略

なければならない。

9. 帳簿の記載

(第9条)

農薬使用者は、農薬を使用した時は、次ぎに掲げる事項を帳簿に記載するよう努めなければならない。

- (1) 農薬を使用した年月日
- (2) 農薬を使用した場所
- (3) 農薬を使用した農作物等
- (4) 使用した農薬の種類又は名称
- (5) 使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数